

公益財団法人東京都予防医学協会 行動計画（第2期）

策定日 令和3年3月25日

本会に勤務する女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤務することができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：部長級に占める女性の割合を40%にする。

<取組内容>

- 令和3年度中 管理職の労働時間把握のためのシステム導入。
出退勤時刻により、過重労働のチェックを行う。
- 令和3年4月～ 課長・次長を対象とする研修の充実化を検討。
- 令和3年9月～10月 研修プログラムの決定。
- 令和4年1月～2月 研修の実施。以後、毎年実施の予定。

目標2：労働者の各月ごとの平均残業時間数を15時間以内にする。

<取組内容>

- 令和3年4月～ 時間外残業への対策を労使で検討。
- 令和4年4月～ 具体的な対策の運用開始。3年度以内の達成を目指す。

女性の活躍の現状に関する情報公表

情報公表日 令和5年6月30日

1. 管理職に占める女性労働者の割合・・・・・・・・・・ 48.7%
(令和5年6月1日現在)
2. 男女の平均勤続年数の差異・・・・・・・・・・ 72.3%
(令和5年6月1日現在)
3. 有給休暇取得率・・・・・・・・・・ 90.0%
(令和4年11月30日現在)

4. 男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	61.5%
職員等	72.2%
再雇用勤務者・短時間勤務者	62.6%

対象期間：令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）

賃 金：源泉徴収票の給与、手当、賞与を含めた総支給額の平均額に基づき算出
(通勤手当等は除く)

差異についての補足説明：賃金制度において、性別による区別、処遇差はございません。
男性の勤続年数および平均年齢が女性よりも高く、育児休業
取得者数の差異や育児短時間勤務等の取得が影響していると
考えられます。